

# 肉豚共済

## (特定肉豚方式)

- ◇ 肉豚共済は、養豚農業者の方が不慮の事故によって被る肉豚の損失を補填し、養豚経営の安定を図ることを目的として、国が実施する**公的保険制度**です。  
安心して養豚経営が営めるよう是非ご加入ください。

- ◎ 加入時にお支払いいただく共済掛金のうち**4割は国が負担**します。
- ◎ 共済金の支払対象となる事故を限定して加入することができる、事故除外方式という加入方式があります。対象事故を一部除外（特定事故に限定）する分、掛金が割引されます。
- ◎ 衛生面に配慮した事故確認方法があります。

(詳細は**ウラ面**をご確認ください。)

# 加入について

## 加入資格

養豚を営む農業者（法人を含みます。）で、次の要件を満たす方が加入できます。

- ・飼養頭数や畜舎の構造及び敷地面積を確認するため、畜舎への立ち入り調査を認める方
- ・過去3年間に於いて母豚の繁殖成績および子豚の出生から離乳までの死亡率を記録しており、今後もそれらを記録する事が確実と見込まれる方
- ・過去3年間に於いて出荷頭数の概ね全頭を自家生産豚が占め、今後も同様である事が確実と見込まれる方
- ・過去3年間に於いて出荷した肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる者（市場）に出荷しており、今後も同様の出荷が確実と見込まれる方

## 対象家畜

出生後第20日の日（離乳していないときは離乳した日）を経過した肉豚が、加入の対象家畜になります。

## 加入方式

共済金の支払対象となる事故の範囲が異なる一般方式と事故除外方式のいずれかを選ぶことができます。  
飼養する対象家畜はすべて加入していただく必要があります。

### 一般方式

肉豚については豚の死亡事故が発生したときに共済金が支払われます。ただし、次の場合は除きます。

- ・と殺による死亡
- ・家畜伝染病予防法第58条第1項の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡

### 事故除外方式

共済金の支払対象となる事故を一部除外することで掛金が割引かれます。ただし、事故除外方式に加入するには次の条件を満たす必要があります。

- ・加入時前5年間にわたり継続して養畜の業務を営んでいること。
- ・加入時に対象となる肉豚の飼養規模が200頭以上であること。

種類	共済金の支払対象事故
肉豚	特定事故(※1)による死亡

(※1) 特定事故とは、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病（肉豚にあっては、豚デシオウイルス性脳脊髄炎とニパウイルス感染症に限ります。））及び自然災害による事故です。

# 肉豚共済の共済掛金（1年分）の試算例

共済掛金は、毎年1年分の補償が受けられる金額をお支払いいただきます。

1頭当たり評価額15,000円、加入頭数1千頭、付保割合80%の条件で加入した場合

- ※ 共済掛金は標準の掛金率を適用し計算しております。加入者ごとの掛金率は過去の被害実績等によって異なります。
- ※ 事務費賦課金については、共済掛金等を一括で支払った場合で計算しております。

**掛金の4割(3,026,784円)は国が負担します**

## ○「一般方式」の共済掛金

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(1頭当たり評価額)} & \text{(頭数)} & \text{(付保割合※2)} & \text{(共済掛金率)} & \text{(加入者負担割合)} & \text{(加入者負担掛金)} & \\ 15,000\text{円} & \times & 1,000\text{頭} & \times & 80\% \text{(※2)} & \times & 63.058\% & \times & 6\text{割} & = & 4,540,176\text{円} \\ & & & & & & & & & & \text{(事務費賦課金)} & \\ & & & & & & & & & & + & 31,000\text{円} \end{array}$$

(※2)付保割合は、4割～8割の範囲内で選択できます。

## ○「事故除外方式」の共済掛金

共済金の支払対象事故	加入者負担掛金	事務費賦課金
特定事故による死亡	103,896円 (約103.9円/頭)	6,000円

# 共済金の試算例

## ○全頭死亡した場合

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(1頭当たり評価額)} & \text{(付保割合)} & \text{(頭数)} & \text{(支払共済金)} & \\ (15,000\text{円} & \times & 80\%) & \times & 1,000\text{頭} & = & 1,200\text{万円} \end{array}$$

# 組合への通知事項

共済価額は飼養頭数の増減（資格取得、譲渡、死亡）によって変動するため、毎月定められた日に異動通知書を記入し、組合へ提出する必要があります。  
また、次の場合は速やかに組合へご連絡ください。

- ・豚舎の増築または改築に伴って飼養頭数が増加するとき
- ・共済事故が発生したとき

お問い合わせ先：NOSA | 宮城 ○○支所  
電話番号：○○○○-○○-○○○○

# 衛生面に配慮した事故確認方法があります！

～ 画像データを用いて職員が農場に立ち入らずに事故確認を行います ～

共済金の支払に必要となる豚の事故確認時に、農業共済組合の職員等が農場内に立ち入ることに、衛生上の不安を感じる方もいらっしゃいます。

そこで、加入者の方が死亡豚の画像を撮影して農業共済組合へ画像を送信し、組合がその画像を確認することで、農場に立ち入らずに事故確認を行うことも可能となっております。

衛生上の不安から肉豚共済への加入をためらっている養豚農業者の方は、この方法をご利用いただくことにより、そのような不安を感じることなく安心して、肉豚共済にご加入いただけます。

## (注意事項)

- 1 加入者の方が撮影する画像は、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ等により撮影したもので、画像データとして電子メール等により送信できるものに限りです。  
また、撮影方法は適切な事故確認を行うために、一定の方法で行っていただく必要がありますので、農業共済組合の指示に従ってください。
- 2 画像による事故確認の対象となる事故は、肉豚(特定肉豚方式)の通常時における死亡事故です。火災や自然災害による場合や、豚の死亡率の急激な上昇等により伝染病の発生が疑われ獣医師の診療等を受ける必要がある場合その他農業共済組合が特に必要と認めた場合の死亡事故等については、画像による事故確認は行いません。

## 《画像による事故確認のイメージ》

